

岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会 設置趣意書

八幡平山系火山群には、秋田駒ヶ岳、岩手山、秋田焼山、八幡平の活火山があり、有史以降も活発な活動を継続している状況にあります。特に岩手山では、平成7年9月15日にマグマの活動に関わるとされる火山性微動が観測されて以降、平成10年2月からは火山性地震が急増、同年の火山噴火予知連絡会において「水蒸気爆発につながる可能性」が指摘されたことから、同年7月に「岩手山火山災害対策検討委員会」が発足し、岩手山火山防災マップを作成、公表しました。これを踏まえ、火山防災マップに基づく新たな噴火対応の砂防計画として、平成12年3月に「岩手山噴火対応火山砂防計画基本計画書」を策定し、以降現在まで降灰後の降雨に伴う土石流に対するハード対策を主体とした事業を実施しております。その後も火山性地震が観測されるなど火山活動は継続し、令和6年10月には噴火警戒レベル2が発表されました。山麓にはスキー場や温泉施設が数多く分布するとともに、東北縦貫自動車道などの重要交通網が通っているため、大規模な噴火に至った場合には、これら保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。このため、いっどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え早急な対策の実施が求められています。

しかし、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には多大な事業費と長い期間を必要とします。このため、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目的として、平成23年3月に「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画（案）」を作成しました。今後、その後の法令や社会情勢等の変化に対応し、より実効性のある計画とするため、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を新たに策定することとしました。

緊急砂防計画の検討にあたり火山防災および砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であるため、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」を設置します。

「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」（以下「検討会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この検討会は、岩手山の火山噴火に起因する土砂災害を軽減するため、砂防部局（国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所・岩手県）等が緊急時対策（ハード・ソフト）を効率的かつ効果的に実施するために岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討を実施するものである。

第3条（組織）

検討会は、別表に掲げる委員をもって構成するものとし、委員は東北地方整備局岩手河川国道事務所長が委嘱する。

- 委員の任期は令和9年12月31日とする。検討会を継続する場合は、委員の任期を原則として2年毎とし、再任を妨げない。

第4条（検討会）

検討会は、目的を達成するため次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 対策方針に関する事項
- 緊急減災対策実行計画（緊急ハード・緊急ソフト）に関する事項
- 平時からの準備事項
- その他必要となる事項

- 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政委員については、この限りではない。

第5条（委員長、副委員長等）

検討会には委員長、副委員長を置く。

- 委員長は、検討会委員の互選により定める。
- 委員長は、検討会を招集し、その運営と進行を総括する。
- 委員長は、必要があると認める時は、検討会に委員以外の者の出席を求めて発言させることができる。また、委員として追加することができる。
- 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
- 委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。
- 検討会に顧問を置くことができる。顧問は検討会に助言を行う。

第6条（公開）

検討会の公開方法については、検討会で定める。

第 7 条（事務局）

検討会の事務局は、東北地方整備局岩手河川国道事務所流域治水課及び岩手県
県土整備部砂防災害課におく。

第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

第 9 条（雑 則）

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検
討会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、令和 8 年 2 月 2 0 日より施行する。

「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」委員名簿

氏名	所属等
井良沢 道也	岩手大学名誉教授
杉安 和也	岩手県立大学総合政策学部 准教授 (防災復興支援センター 副センター長)
土井 宣夫	岩手大学地域防災研究センター 元客員教授
檜垣 大助	弘前大学名誉教授
松本 一穂	岩手大学農学部地域環境科学科 准教授
三浦 哲	東北大学大学院理学研究科 特任教授
(行政委員)	
判田 乾一	国土技術政策総合研究所土砂災害研究部 土砂災害情報研究官
伊藤 誠記	国立研究開発法人土木研究所土砂管理研究グループ 火山・土石流チーム上席研究員
森川 秀和	林野庁東北森林管理局計画保全部 治山技術専門官
君成田 忠伸	岩手県県土整備部 砂防災害課総括課長
小川 健雄	岩手県農林水産部 森林保全課総括課長
久保 和重	岩手県復興防災部 防災課総括課長
樋渡 秀一	気象庁仙台管区气象台 気象防災部 火山対策調整官
蓼沼 信三	気象庁盛岡地方气象台長
安野 郁	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所 盛岡管理官事務所国立公園管理官
長田 仁	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長
清水野 豊	国土交通省東北地方整備局河川部河川情報管理官
(顧問)	
齋藤 徳美	岩手大学名誉教授

「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」オブザーバー

氏名	所属等
糸原 健児	陸上自衛隊岩手駐屯地 東北方面特科連隊本部第3科 火力調整幹部
新井田 昌幸	盛岡市 総務部 危機管理防災課長
多田 和雄	八幡平市 防災安全課長
山本 和広	滝沢市 市民環境部 防災防犯課長
上野 浩一	雫石町 防災課長
神田 清二	東日本高速道路（株）東北支社 盛岡管理事務所長

順不同・敬称略

「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」 に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1) 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

2. 会議概要の公開

- (1) 岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- (2) 公開方法は下記のとおりとする。
岩手河川国道事務所ホームページ

「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」 に関する傍聴規定（案）

1. 「岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他検討会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 検討会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、検討会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他検討会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (4) 傍聴人は、検討会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (5) 傍聴人は、検討会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (6) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

以上